

## 第19節 防災ボランティア活動対策

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
ボランティア活動対応	災害救援ボランティア本部 災害ボランティア活動支援	社会福祉協議会 保健福祉対策部

災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関の活動だけでは十分に対応できないことが予想される。

このことから、ボランティア団体等の協力を得て災害応急対策を迅速・的確に実施し、災害の防止及び被害の軽減を図る。

### 第1 防災ボランティア活動との連携

防災ボランティアとの連携を計画に反映するため、調整（検討）すべき事項等は、次のとおりである。

調整（検討）すべき事項等	具 体 的 な 内 容
1 ボランティア団体等との協力（活動）のための環境整備	(1) 災害時に備えた平常時のボランティアの登録及び研修協力 (2) 災害時におけるボランティア活動の調整機能の確保 (3) 災害時におけるボランティア活動拠点の確保 (4) 災害時におけるボランティア保険制度の導入
2 ボランティアの受入体制の確立	(1) 被災地の必要とするボランティア活動ニーズの把握 (2) ボランティアの受付、技能の把握及び活動区分等の調整 (3) 活動拠点の提供
3 ボランティア団体等に期待（依頼）する活動内容の明確化	(1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集・伝達 (2) 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、旅行者等）の介護及び看護補助 (3) 清掃、炊き出し等被災者援助活動 (4) 救援物資の輸送、仕分け、配分 (5) 消火・救助・救護活動 (6) 保健医療等技術を必要とする活動 (7) 通訳等外国人支援活動

### 第2 防災ボランティアの受入れ及び支援

ボランティアの受入れや調整及び運営は、社会福祉協議会と連携して実施するものとし、市は、情報提供及び活動支援を主とする次の活動を行う。

- 1 社会福祉協議会の災害救援ボランティア本部に必要な応じて要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。
- 2 ライフラインの復旧、交通規制や交通機関の復旧、防災対策の状況等、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。
- 3 ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、

事務機器等を提供する。

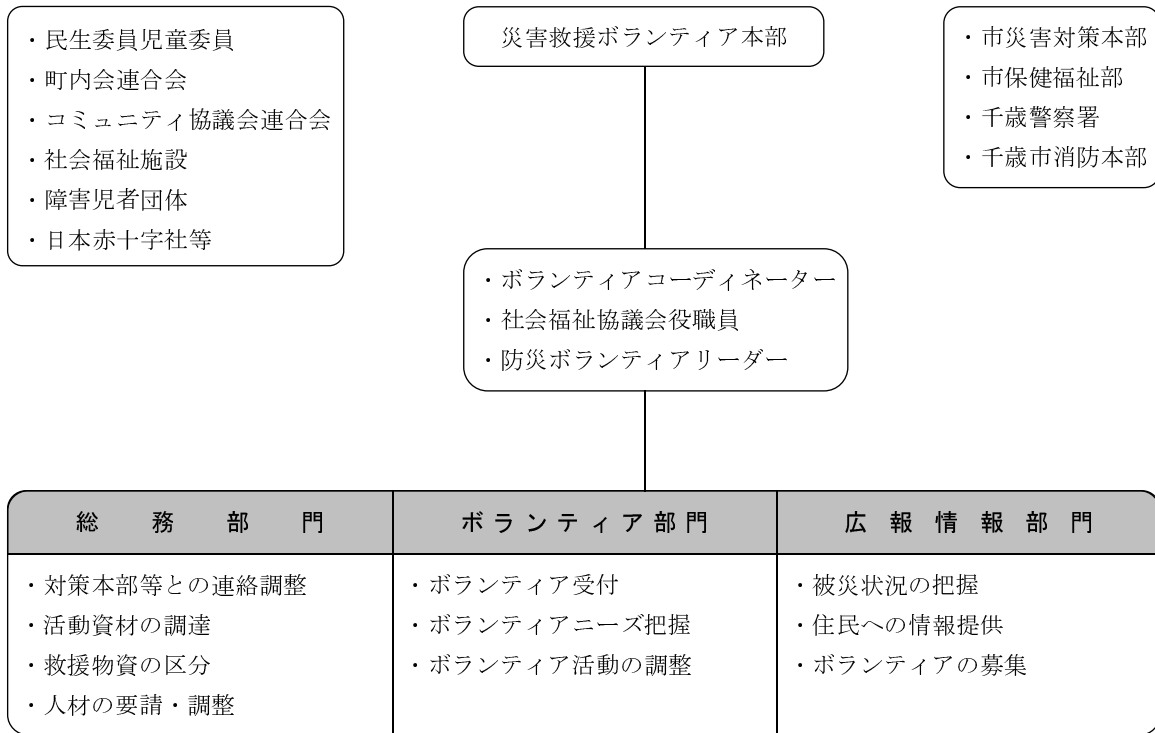
### 第3 防災ボランティアの活動体制

#### 1 災害救援ボランティア本部の設置

社会福祉協議会は、災害のため必要があると認める場合、災害時における各種の情報を収集・管理しボランティア活動を円滑に実施するため、災害救援ボランティア本部を速やかに開設する。

この際、ボランティア受付や活動内容の割り振りなどの業務は、主にボランティアコーディネーター等に委ねる。

災害救援ボランティア本部の推進体制図



災害救援ボランティア本部の主な活動内容は、次のとおりである。

- 主 な 活 動 内 容**
- ① 市及び道社会福祉協議会福祉救援ボランティア対策本部等との連絡調整
  - ② 被災状況等の情報収集・提供及び被災者のニーズや状況の把握
  - ③ ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート
  - ④ ボランティアの受入れ及び保険の加入
  - ⑤ ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
  - ⑥ ボランティア登録者への活動要請
  - ⑦ 各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報
  - ⑧ ボランティア活動の記録管理

#### 2 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアの活動は、被災者の安否情報、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲に及ぶほか、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受入れにあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮する。

防災ボランティアに依頼する活動の主なものは、次のとおりである。

区 分	主 な 活 動 内 容
一般的ボランティア	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害・安否・生活情報の収集・伝達</li><li>・炊き出し、食料・水の配布、その他の災害救助活動</li><li>・被災者の生活支援</li><li>・避難場所の運営支援</li><li>・清掃、防疫支援</li><li>・その他危険のない軽作業等</li></ul>
専門的ボランティア	<ul style="list-style-type: none"><li>・救急・救護活動（消防職団員OB等）</li><li>・医療・看護活動（医療従事者等）</li><li>・応急危険度判定活動（応急危険度判定士、斜面判定士等）</li><li>・外国語通訳活動（外国語通訳等）</li><li>・非常通信活動（アマチュア無線技士）</li><li>・資機材、救援物資等の輸送活動（特殊車両等の運転資格者等）</li><li>・高齢者、障害者等の介護活動（ホームヘルパー、社会福祉士、手話通訳者等）</li><li>・ボランティアコーディネート（ボランティアコーディネーター）</li><li>・その他災害復旧活動のために必要な特殊技能活動（特殊技能有技者）</li></ul>